平成23年第４回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

１、平成23年第４回岩手町農業委員会総会は、平成23年10月20日、午後１時30分、岩手町役場第４会議室に招集された。

１、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

（１）　議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について

（２）　議案第２号　農地法の適用外証明に対する可否の決定について

１、本日の出席委員は、次のとおりである。

２番　幅　　清一
３番　佐々木　金見
４番　田中　正志
５番　國枝　金一
６番　佐々木　由和
８番　太布　光則
９番　岩舘　修一
10番　澤村　博美
11番　中村　重信
14番　遠藤　幸夫
15番　井戸　ツヨミ
16番　福士　好子
18番　松本　良子(職務代理)
(議長)19番　福島　昭士(会長)

１、本日の欠席委員は、次のとおりである。

１番　横澤　稔秋
７番　黒澤　金一
12番　細野　清悦
13番　千葉　靜子
17番　今松　利雄

１、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

農業委員会事務局長　　千葉　照雄
農地振興係主幹　　遠藤　信男
副主幹　　川村　祐子
副主任　　山中　寿行

（開会時刻　午後１時30分）

議　　長　ただいまから第４回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は14名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。なお、本日の欠席通告者は、１番横澤稔秋委員、７番黒澤金一委員、12番細野清悦委員、13番千葉靜子委員、17番今松利雄委員の５名であります。

議　　長　会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、当職より指名いたします。５番國枝金一委員、６番佐々木由和委員のご両名にお願いいたします。また、書記は事務局の山中副主任にお願いいたします。

議　　長　本日の総会は、配布してあります 議案２件の提出があります。お諮りします。議案２件を議題とすることにご異議ありませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、議案２件を議題とすることに決定いたしました。

議　　長　議案第１号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について、であります。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料は、２ページとなります。農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・贈与許可申請承認について、でございます。受付番号33番、土地の所在は大字五日市第９地割、登記地目、畑３筆、登記面積合計10,531㎡でございます。譲受人が滝沢村滝沢の52歳の男性の方です。譲渡人が大字沼宮内第８地割の80歳の農業の男性の方です。理由は、高齢のため贈与するということでございます。譲受人の家族数が３人、耕作者数は１人でございます。

　次に、受付番号34番、土地の所在地は大字川口第35地割、登記地目、畑、登記面積932㎡でございます。譲受人が大字川口第36地割の60歳の男性の方でございます。譲渡人が大字川口第39地割の79歳の男性の方でございます。理由は、高齢のため贈与するということでございます。譲受人の耕作面積は、66,335㎡でございます。家族数が７人、耕作者数は４人でございます。

　次に、受付番号35番、土地の所在は大字川口第38地割、登記地目、田、申請面積

1,334.61㎡でございます。譲受人が大字川口第38地割の55歳の男性の方でございます。譲渡人が大字川口第39地割の79歳の男性の方でございます。理由は、高齢のため贈与するということでございます。譲受人の耕作面積は、26,641㎡でございます。家族数が６人、耕作者数は３人でございます。
次に、受付番号36番、土地の所在は大字川口第35地割、登記地目、畑、登記面積499㎡でございます。譲受人が大字川口第36地割の60歳の男性の方でございます。譲渡人が大字川口第36地割の58歳の男性の方でございます。理由は、相手方の要望でございます。譲受人の耕作面積は、66,335㎡でございます。家族数が７人、耕作者数は４人でございます。３ページには大字五日市第９地割の図面、４ページには大字川口第35地割、第38地割の図面を添付しておりますので参照してください。なお、この件につきましては地調査をしておりますので、担当委員の方から報告をお願いします。以上説明を終わります。

議　　長　説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

８番太布委員　今回の現地調査は、８番の私の方から報告いたします。現地確認は、私と、９番岩舘委員と11番中村委員と事務局２名により、行いました。受付番号33番については、現地は、五日市地区で火葬場の裏を通って300m程山の方に入った所でございました。現在は、野菜を栽培しておりました。
　次に、受付番号34番、36番につきましては同じ地区になりますので一緒に報告いたします。場所は、相寅瀬地区で万部方面に向かった途中になります。現在は、パイプハウスで、きのこ等を栽培しております。
　次に、受付番号35番、同じく相寅瀬地区で集会所から右に入った所でございます。パイプハウスで野菜を栽培しておりました。以上３案件につきましては、土地の利用状況、計画の内容等、いずれの法令等の審査基準を遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

議　　長　現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

14番遠藤委員　受付番号34、35、36の譲受人、譲渡人の関係はそれぞれどのような関係ですか。

事　務　局　譲受理由にもございますとおり、以前から借りていて今回、取得したいといとのことでした。譲渡人は、高齢なので贈与したいとのことでした。

議　　長　他にございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第１号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について原案のとおり可と決定することについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議　　長　続きまして、議案第２号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、別紙のとおり、農地法の適用外証明願いが提出されたので、可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料は６ページとなります。農地法の適用外証明願承認について、です。受付番号は12番でございます。土地の所在は、大字江刈内第３地割、登記地目、田、登記面積138㎡でございます。申請人は、大字江刈内第３地割の68歳の女性の方です。利用状況は、平成元年頃に駐車場にして、現在まで使用しているということでございます。図面を添付しておりますので、参照してください。なお、この件につきましても現地調査をしておりますので、担当委員の方から報告をお願いします。以上説明を終わります。

議　　長　事務局の説明が終わりました。ここで、現地調査の報告を代表委員からお願いします。

８番太布委員　今回の現地調査は、８番の私の方から報告いたします。現地確認は、私と、９番岩舘委員と11番中村委員と事務局２名により、行いました。受付番号12番について、場所は沼宮内バイパス南口の付近でございます。平成元年から現在まで、駐車場として使用している状況でございます。現地は、いずれも法令等の審査基準を遵守しており、農地の状況からみても、周囲の状況からみても問題なく、判断してまいりました。以上です。

議　　長　現地調査の報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　その他ございませんか。ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第２号農地法の適用外証明に対する決定については、可とすることに、ご異議ご

ざいませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、可とすることに決定いたしました。

議　　長　この際ですので、その他として委員の皆さんから又、事務局から何かありませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので、以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第４回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

（閉会時刻　午後１時45分）

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長　　印

５番　　印

６番　　印